

質問事項回答書

業務名：射水市道の駅周辺エリア宿泊施設誘致事業

No.	質問事項	回答
1	<p>プロポーザル実施要項第3-1-(2)②に「事業用地内の遊具やモニュメント等の撤去は市が実施する」とありますが、今回の事業用地内の南西角辺りにあります、「道の駅のロゴがついた大きな看板」も撤去されると言う理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>事業用地内にある「道の駅のロゴがついた大きな看板」については、移設又は撤去する予定としています。</p>
2	<p>上水道及び下水道の水道加入金、下水道受益者負担金についての資料の開示はいただけますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道加入金等は別紙1「射水市給水工事費用」をご参照ください。 ・道の駅周辺エリア下水道受益者負担金は「敷地面積×460円」です。水道と同様に、本管への接続費用は別途必要となります。
3	<p>事業用地内の地中に道の駅・博物館等で利用されている埋設配管や埋設設備（電気・情報・上水・下水・雨水・ガス等）、その他埋設物はありますか？</p> <p>もし、本事業の建物・構造物の配置などと干渉する場合、埋設配管等の移設は可能でしょうか？</p> <p>その場合の工事区分・費用負担の考え方も合わせてご教授ください（射水市様で移設工事の実施または費用負担していただくことを希望します）。</p>	<p>今回お示ししている事業用地内には埋設配管・埋設設備はないものと理解しています。</p> <p>万一、埋設物等があった場合には協議を行います。</p>
4	<p>事業者が決まり、対象範囲が確定したのち、対象地の分筆・借地権登記はできないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、その場合も、境界は射水市様にて確定していただくようお願いいたします。</p>	<p>事業対象地の分筆・借地権登記はできないという理解でよろしいです。</p> <p>なお、境界の確定は市側で行います。</p>
5	<p>プロポーザル実施要項『第2-2-2-(3)』に地区計画の市ホームページURLが記載ありますが、リンクが切れておりホームページにアクセスできません。当該地区計画とは、富山高岡広域都市計画地区計画（道の駅周辺地区）のことで宜しいでしょうか。</p>	<p>ホームページURLの記載不備でした。正しいURLは下記のとおりです。</p> <p>https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedt1.aspx?servno=41189</p> <p>当該地区計画は「富山高岡広域都市計画地区計画（道の駅周辺地区）」でよろしいです。</p>

6	<p>周辺施設（道の駅・博物館・その他構造物等）の正確な配置、設備配管（電気・情報・上水・下水・雨水・ガス等）の配置を含む事業用地の情報をCADデータ等でご教示下さい。</p>	<p>道の駅周辺施設は平成8～10年に整備されており、建築年度が古いため、配置図や配管図等のCADデータは存在しません。</p>
7	<p>事業用地およびその周辺の地盤レベルをご教示下さい。</p>	<p>事業用地の地盤レベルは測定していません。 参考として近傍地2箇所の3級基準点の記をお示しします。（別紙2参照）</p>
8	<p>周辺施設（道の駅・博物館等）の建物高さの情報をご教示下さい。</p>	<p>道の駅の建物高さは8,740mm、新湊博物館の建物高さは12,920mmです。</p>
9	<p>プロポーザル実施要項『第3 3-1-(2)⑥』に「造成工事に伴い、調整池が必要となる場合がある」と記載がありますが、どのような場合に必要となるのでしょうか。また、想定される調整池の位置および規模をご教示下さい。</p>	<p>当該箇所は農地から宅地へ転用する際に地元土地改良区と雨水排水について協議を行っており、排水エリアが2つに分かれ、排水先も決定されています。 その排水エリアや排水先が変更になる場合には、調整池等の築造や排水協議の必要が生じます。 その場合、規模や位置については計画によって異なり、地元土地改良区との協議によって決定することから、現段階ではお示しすることができません。</p>
10	<p>企画提案書の評価項目について、プロポーザル実施要項『第5 5-4-(3)②』に「評価項目①～⑥」と記載ありますが、『第7 7-1』では「評価項目①～⑤」となっております。『第7 7-1』が正で宜しいでしょうか。</p>	<p>『第7 7-1』に記載しているとおおり、「評価項目①～⑤」が正しいです。</p>
11	<p>射水市道の駅周辺エリア基本構想(43 ページ目)によると「整備2 2(エリア全体図)イメージ」では、事業用地の北側道路がつけかえられています。当該計画は確定されたものでしょうか。また、事業用地内への車両出入口は将来的に北側から入れなくなり、西側道路のみとしておく必要がございますでしょうか。</p>	<p>「射水市道の駅周辺エリア基本構想」は計画ではなく、あくまでエリアが目指すべき方向性を示す構想であり、描かれている内容のとおり整備を進めると確定しているわけではありません。 事業用地内への車両出入口については、周辺道路の整備が計画されることがあれば、適宜協議・調整を行わせていただきます。</p>

1 2	博物館と本事業で活用する土地の境界（東側境界）は自由に設定して良いという理解でよろしいでしょうか。	お示ししている事業用地内であれば、自由にご提案いただいてもよろしいです。ただし、境界確定は市側で行いますので、境界設定の際には協議を行います。
1 3	実施要項第3-1-(2)②において、事業用地内の整地は市が実施するとの事ですが、道路境界部の土留・フェンス、植栽の伐採伐根、芝撤去工事も射水市様が実施すると考えて宜しいでしょうか。	事業用地内の整地に伴う、道路境界部の土留・フェンス、植栽の伐採伐根、芝撤去工事は市が実施します。
1 4	射水市道の駅周辺エリア基本構想P39記載の周辺施設の改修工事スケジュールに変更はございますでしょうか。 本事業の工事時期と重なった場合、事業用地内の工事に影響を及ぼすことは無いと考えて宜しいでしょうか。	道の駅新湊のリニューアル事業と併せて新湊農村環境改善センターの在り方検討を実施しておりますので、新湊農村環境改善センターに係る事業スケジュールについては変更となる可能性があります。 ただし、本事業の工事時期と重なることはない見込ですので、影響を及ぼすことはないと考えています
1 5	射水市道の駅周辺エリア基本構想P42記載の整備イメージにおいて事業用地内に市整備の回廊が存しておりますが、事業用地の土地利用に際して考慮する必要はございますでしょうか。	質問事項11で回答したとおり、「射水市道の駅周辺エリア基本構想」は計画ではなく、あくまでエリアが目指すべき方向性を示す構想であり、描かれている内容のとおり整備を進めることが確定しているわけではありません。 回廊整備が計画されることがあれば、適宜協議・調整を行わせていただきます。
1 6	工事期間中の条件や配慮すべき事項（作業時間帯等）があればお知らせください。	現時点では特にございません。